

ときがわ町水道審議会会議録

会議の名称	令和3年度第3回ときがわ町水道審議会
主な議題	(1) 水道料金の見直し(改定)について (2) その他
開催日時	令和3年10月20日(水) 開始 14時00分 終了 15時22分
開催場所	ときがわ町役場第二庁舎 3階協議会室
会議録の公開(非公開・一部非公開)とその理由	公開
出席者	小宮正委員、野原和夫委員、岡本忠委員、峯岸正明委員、 前田郁子委員、清水隆委員、戸口隆雄委員 水道課伊得正巳課長、小林大介主幹、 小輪瀬泰主事
審議等内容又は概要	・清水隆会長あいさつ 議事1 水道料金の見直し(改定)について 議 長 清水隆会長 説明者 事務局 説明の概要 資料No.1～3により水道料金の見直し(改定)について事務局が説明 質 疑 議 長 事務局から料金改定率と料金体系の説明があったが、今の説明の中で質疑はあるか。簡単に言うと、前回こちらから指示を出した資金ショートを起こさない資産維持率を設定し、事務局で精査をして資金ショートを起こさないのが提案のあったこの1.6%である。その前後も計算をしたが、1.6%であれば5年間だけでなく、10年間において資金ショートをほぼ起こさないでできるだろう。この考え方に基づいて、この新料金の設定をしていく。また、口径ごとの使用量によって、どうしても同じ率にはならないというのが料金体系で出てしまう状

	況である。妥当なところは30%前後だというのを受けて、事務局としても比較をするためにこの約35%を用意した。ただ、この約35%というのは、参考資料2の方では、5年間は資金ショートを起こさないが、その次の5年の間に資金ショートを起こしてしまう。そうするとすぐ料金改定をしなければならないという状況になるということで、1.6%の向こう10年なんとか持たすような経営ができるようにという提案である。事務局で何か補足はあるか。
事務局	資金ショートを起こさないことを最重要視して、資産維持率を1.6%で設定した場合の39.30%の値上げとなる改定率を、提案させていただければという内容である。
委 員	人口減少率はどの程度を見込んでいるのか。それによって多少資金残高のプラスマイナスが出てくるのではないか。
事務局	資金残高については、人口減少に伴い、料金収入が減る中で、毎年の費用はこれだけかかってくるであろうという額を出し、それに基づいて各年度末の必要額を出している。その額が7,000万円や5,000万円である。
委 員	人口の捉え方で、理想とする人口と実際厳しく見る人口と違うと思う。あと、料金改定をするのに、ただ資金ショートしそうになったときに上げるという考え方なのか、それとも計画性があるのか。
事務局	まず1点目の人口の話だが、町の人口ビジョンをもとに算出している。多少のずれは出ているが、今のところ決算等の数字を見ても、それほどずれはない。もう1点が、資金の話である。39.30%でやった場合でも令和12年度には必要資金残高までは届かないものの、資金不足まで陥るかどうかなという瀬戸際までいってしまう。令和13年度にはおそらく資金が枯渇してしまうというものである。
委 員	料金回収率を算出するのに、有収水量は関係してくるのか。
事務局	料金回収率は、料金収入が分子で、かかった費用が分母になる率である。
委 員	無収水量が減れば、料金回収率は上がるのではないか。
事務局	高料金対策補助金を受けているが、これはその分子から除外されてしまう。料金収入だけが対象となるので、

		料金で費用がどれだけ賄えているかが料金回収率であり、それを 100%にするためには費用と同じだけの料金収入が入ってこないと 100%にはならない。
	委 員	無駄な水が無くなって、例えば県水を買う量が少なくなれば費用は減るのではないか。
	事務局	分母は減るとは思う。
	委 員	ときがわ町は有収率が低い。90%以上、95%まで持っていければ、料金回収率は上がるという考え方ではないのか。
	事務局	有収率が上がれば、そのぶん配水量も減り、それに伴う電気料などは減らすことができる。そういう意味では、料金回収率を計算する場合、給水原価を圧縮することはできるので、多少の効果は出てくると思う。基本的に、資金がなぜ足りなくなるかというのは、更新事業があるからである。当然、経営努力をしていかなければならないが、大きな更新を多数していかなければならない。そのためにはどうしても経営状況の改善だけでは資金が足りないというところが、今回お集まりいただいて料金改定の検討をしていただいている理由になる。有収率の関係については、昨年の決算で 75.2%という非常に厳しい数字が出た。今年度については議会へも報告しているが、上半期で少々改善はしてきていて、80%くらいはなんとか確保できるのではないかという見通しになっている。今も、それでいいとは思っておらず、これから更に有収率の向上対策には力を入れていきたいと思っている。
	委 員	有収率については私も議会で再三指摘しているが、70%代で約 6,000 万円の負担をみなさんに強いている。料金を上げるには有収率もきちんとした数字を示さないと、町民の理解は得られない。それと、39.3%が示されているが、これによって年間取水量も含めて利用料率、料金回収率について、それと、逆ザヤの状態がどのように改善されてその数字が生かされるかということを聞きたい。例えば、年間取水量も給水人口もこれによって上がるといったことがないと、目標につながらない。
	事務局	まず 1 点目の水の運用状況だが、基本的に県水は外せない。これはなぜかということと安定供給するためには、確保しなければならないからである。現在、令和 2 年度末の決算では全体の 67%が県水で賄われている。県水は安

	定して受水できているが、仮に何かあったときにリカバリできるのは自己水がないとなかなか難しいと考えている。県水だけを減らしていく考えは毛頭ない。減らしていくのであれば同じ率で減らしていく。今回の料金改定の基礎計算の中でも 2%ずつ減らしていくという算定のもとでやっている。
委 員	年間取水量について、現状では七重川浄水場と櫛平浄水場があり、西平浄水場が休止中である。それらはいずれ廃止にもっていくのか。
事務局	西平浄水場は、廃止の方向である。
委 員	そうすると、県水の割合は上がるのではないか。
事務局	上がらない。同じ率でいく。
委 員	現在、比企管内で水道料金が一番高い。それがさらに上がる。そうすると使用水量が増加する可能性があまりないと思うので、そういうところも心配しながら質問をしている。
事務局	近隣の事業体と条件がかなり異なる。ご承知のとおり、施設も他の事業体から比べればかなり多くの施設を持っている。それに対する更新の費用などは当然かかってくる。そのため、単純に一律比較をすることは難しい。あとは有収水量密度から比べても非常に効率が悪い地形ということもある。現状の施設を維持していくためには、どうしても多額の費用がかかってしまう。そのために、施設の能力を下げることや、施設の統廃合を少しずつやっていく。今あるレベルをいきなり下げるわけにはいかないが、少しずつ下げていく。
委 員	それはわかっている。事業の問題については、国の交付金が潤沢にあった時期に、思いきった策でずっとやってきて、今、大変な思いをしているのはわかる。そういうところを見過ごしてきたと感じた。
事務局	料金回収率を求める供給単価と給水原価だが、令和 2 年度の決算で、給水原価が 214.9 円、供給単価が 163.9 円となっている。要は 214.9 円の費用をかけて 163.9 円で水を売っているというような計算になる。逆ザヤを解消できるかについては、供給単価が給水原価を上回るようにするためには資産維持率 2.7%で計算した 55.3%の改定率で料金改定をしないとできない。1.6%の資産維持率で改定した 39.30%では、逆ザヤは解消されない。

		ただし、だいぶ改善はされると思う。給水原価は 220 円代くらいになる見込みであり、供給単価は 230 円代くらいになる見込みである。先ほど有収率の話が出たが、今の計算をするための設定として、令和 8 年度に 85% まで上げる目標で計算している。また、県水の受水量については、年 2% 減で受水する方向で計算している。
委 員		ときがわ町の料金が高いということだが、他とはだいぶ違うのか。それから、広域化に向かうという話も聞いているが、見通しは。
事務局		広域化は、10 年後を目途にということになっているが、具体的な話し合いは進んでいないのが現状である。
委 員		市町村で考え方が違うところもあると思うが、できれば早く実現させてほしいと思う。
事務局		ときがわ町としては、将来の統合を目指していきたい。引き続き、町としてはその方向で対応していく。
委 員		料金はだいぶ違うのか。
事務局		差はある。ただ、料金は難しいもので、資料 2 にもあるが、たくさん水を使うと料金が上がっていくという仕組みの中で、ときがわ町はその上がり方が他と比べて低い。他のところは急激に上がる形になっている。
委 員		ここで、ときがわ町がさらに上げると、こちらも上がるということか。
事務局		その通りである。ただその割合については、今まで通り全体的に同じ率になるように上げる方向で調整して、率を出させてもらっている。
委 員		一番最初の話では、高料金対策補助金は 7,000 万円使い、そして逆ザヤを解消する方向でという話だったが、資産維持率 1.6% では解消しないということでもいいのか。逆ザヤを解消させるには、本当なら資産維持率 2.7% の改定率 55.3% だが、これだとかなり高い方になるのか。
事務局		このグラフの線でいくと、高い方から 2 つ目の濃い緑色の線になる。
委 員		これにならないと、本来逆ザヤは解消できないが、解消はできないけれどもなんとか折り合いをつけるところが資産維持率 1.6%。上げすぎることもできないが、でも資産維持率 1.3% だと本当に資金が足りなくなってしまう。ちょうど折り合いをつけたあたりということですよ

		ろしいか。 事務局 委 員 そういうことである。 最初の説明で資産維持率 1.6%ぎりぎりでなんとかいけると思ったが、そうではないということで、これを後々の人たちに残してもいいものかという不安はある。ただ、現状として大きく値上げしていくことはなかなか理解もされにくいと思う。一般家庭だとどれくらい水を使用していて、資産維持率 1.6%で値上げしたときにだいたい何円くらいになるのか。 事務局 資料 No. 3 の早見表があるが、左側の口径 13mm で、一般家庭でいうと 2 か月で 50 m³ から 60 m³ くらい使われている。仮に 50 m³ とすると、現行料金が 6,740 円、それが 9,480 円ということになる。 委 員 いずれにしても、改定しなければいけないというところは分かっていただくしかない。それをやらずに、水道を使わないで井戸を掘る時代に戻るというわけにはいかないのか、これくらいが妥当な線というところではないか。 委 員 どこかで改定しなければいけない。やるなら早めにやって、10 年先くらいまで維持し、その後はまた協議をする形をとった方がいいと思う。 委 員 どこの水道事業体も、料金の改定は必然的に行わなければいけないであろう。老朽管を改修するためにはお金がかかるので、それはしょうがないと思う。ときがわ町の住民も、テレビを見ていて水道施設が老朽化しているという認識はあると思うが、なんでこんなに上げなければならないのかという説明をちゃんとしておかないといけない。有収率の低さも指摘されると思う。そこの説明をちゃんとする必要がある。料金は上げなければならないとは思いますが、住民が納得いくような説明ができないと、難しいのではないか。 事務局 町の広報で、今年の 1 月号から特集記事を組んで、町の「水道だより」という形で 2 か月に 1 回連載させていただいている。前回 9 月号のときにも、更新が必要だという内容のことは触れさせていただいている。これからもう少し具体的に内容を掘り下げて、そのあたりの説明も入れた中で、広報等で周知していきたいと思っている。それは続けていきたいと思っている。
--	--	--

	委員 それは、施設が老朽化しているという話であり、これだけ水を買っているのに、これだけ無駄な水が漏れているという報告はないのではないかと。古くなっている施設なので安定供給するために改修するというのを載せても、有収水量を上げるといったところを載せないと、後で管理上問題があるのではといわれてしまう。これだけ努力していて、毎年有収率は上がっているが、老朽管を改修していくともっと上がると思う。だけど、現在は資金が足りないで料金の改定が必要ですよという形で載せた方がいいのではないかと。 事務局 貴重はご意見なので、そのあたりも精査しながら検討させていただきたい。 議長 今の発言のように、有収率を上げるために、去年が75.2%で今年が80%に上がるのであれば、こういうことをやって有収率を上げているというのを町民の方に広報などでPRした方がいいのではないかと。そういう努力をすることによって、有収率が上がれば当然料金も多少は抑えることができるはずなので、そういう努力をし、それでも足りないから料金改定をしなければいけないということで町民の皆さんの理解を得ていくという方向なのではないかと思う。特に、和歌山市で水管橋崩落事故があり、今まで水道事業であるような事故は無かったのだが、やはり水道管も含めて老朽化というのが水道事業者の課題である。そして、水道管が古くなれば、すぐ新しくすればいいと言うのは簡単だが、実際には簡単に布設替もできないというのが現状である。特にときがわ町は高低差があり、山の上まで送っている地域特性があって、一律平地のところとは違うという中で、やはり町民の方に公正・公平の同一料金で送っている。健全経営をするためにどうしてもみなさんの協力のもと、やっていかなければならないのだろうと思っている。そのかわり、ときがわ町水道課としても、これだけの努力はしているというのを、みなさんに発信していくべきなのではないかと思う。他に何か意見はあるか。 (なし) 討論 議長 それでは、説明に対する質疑は終え、これから討論に入る。説明があったとおり、資産維持率の標準は3%だ
--	---

	が、3%にすると料金改定が倍以上になる。本当に逆ザヤを解消するのは2.7%で、それでも55%になってしまい、そこまで町民の方には負荷を強いられない。そういった中で、いろいろな精査をしてもらい1.6%というのを出品させていただき、みなさんにご意見をいただいた。1.6%というのが妥当ということでしょうか。 (異議なし)
議 長	では、資産維持率1.6%を基準にということで、決めさせていただきたいと思う。次に基本水量を2か月あたり20 m³と10 m³という2つのタイプのものを示していただいているが、今の段階で基本料金を20 m³と10 m³どちらかにするかをこの審議会で決めるべきか、それともこのまま答申に2通りをあげるか、いかがか。
委 員	使えば使うほど上がるというのは、自然体ではないと思う。給水世帯の約32%が基本料金に満たない世帯である。そういう人たちが、やはり問題だと声を出している以上は、使っただけのお金を、払える能力に応じて支払う方式がいいと思う。ぜひその案を入れた答申を上げていただけたらと思う。
議 長	ただ今、委員から意見があったがいかがか。2通りの案、基本料金を2か月あたり20 m³とするか、10 m³とするかという2つの改定案を答申するという形でいかがか。何か意見はあるか。
委 員	2案とも上げるのは問題ないと思うが、これから高齢化が進んでくる。使わない家庭の割合が増えてきたときの料金への影響も考えておいた方がいいのではないかと。人口の減少や単独家庭が増えてきたときに、もっと早く次の料金改定をしなければならなくなる可能性もあるということを首長にも言っておいた方がいいかもしれない。
委 員	答申をするのに、また5年後になったら料金を上げなければいけないというのも、おかしい。基本は資産維持率1.6%でいってもらったほうがいいと思う。
委 員	先ほど言った有収率を上げる努力をしてきたという面を表に出しながら、料金の引き上げを理解してもらうことが大事だと思う。それから、複数案を出すことによって、むしろ町長が今後のことを考えた中で判断してくれると思う。

	委員 審議会での答申をそのままということではなく、町としての意見もあると思うので、いくつか案を出すということでもいいのではないかな。 議長 この審議会で決まったことを町長に報告するが、そのあとの判断はあくまでも首長が判断することである。案を1つにしぼらないで、いろいろ検討した中でこういう結果であったという報告をさせていただければと思う。どうしても、ときがわ町の場合は13mmと20mmの小口径の使用者が全体の98%を超えているので、その3分の1がほとんど水を使っていない。そしてその人たちが払わなくていいとなると、残りの人にみんなしわ寄せがいつてしまう。公平・公正を考えたときには、みんなでそれを補っていく。どうしても必要なお金は計算を出てきている。この額がないと経営がなかなか安定しないし、つぶれていいものではない。水道は生活に欠かすことができないので、そこをみなさんに理解していただいて、最終的な料金値上げという形に持っていつてもらうのがいいと考えているところである。 委員 大きな数値ではあるが、妥当な改定率であると思う。 議長 他に意見はないか。 (なし) 議長 それでは、議事1については以上で終了する。 事務局 確認させていただきたい。答申の方向性としては、改定率については資産維持率1.6%から導き出した39.30%の改定率とする。料金体系については、基本料金を10m³とするか、20m³とするかの2通りの案があるが、それは両方をのせて判断は町長にゆだねるという形でよろしいか。 議長 はい。
	議事2 その他 委員 県からお力をいただいて、漏水問題を調査しているらしいが、その進捗は。 事務局 昨年の11月頃から県企業局の方の技術支援をいただきながら年度末近くまでいろいろ調査等をした結果、上半期で80%くらいまで有収率があがってきた。年度末頃に19か所くらい漏水箇所も見つかり、成果が現れている。今後もしろんな形で、購入した流量計を有効活用し

	ながらももう少し上げられるように努めていきたい。
	日程調整 説明者 事務局 説明の概要 次回の審議会は 11 月の 2 週目までで調整したい。
	閉会 小宮正副会長閉会あいさつ
配布資料	・ 次第 ・ 資料No.1-1 算定要領に基づく料金体系による資産維持率比較 ・ 資料No.1-2 ときがわ町の料金体系に準じた場合の資金残高等推移 ・ 資料No.2 料金表 ・ 資料No.3 料金早見表 ・ ときがわ町水道審議会会議録